平成２１年（フ）第２１３号
北海道余市郡余市町黒川町２丁目212番地
債務者　内田　喜一
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第２１４号
北海道余市郡余市町黒川町２丁目212番地
債務者　内田　綾子
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第２１６号
北海道小樽市松ケ枝１丁目37番２号　豊マンション102号、前住所北海道小樽市入船２丁目13番９号
債務者　櫻井　　瞳
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第４０号
北海道虻田郡倶知安町北４条東４丁目３番地91
債務者　打田内　恵
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２１年（フ）第６７号
岩手県釜石市中妻町３丁目５番11号　さくら荘１号室
債務者　小川　　聖
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２１年（フ）第１４１号
宮城県柴田郡柴田町船岡中央２丁目１番22号―Ⅱ―101号
債務者　男澤　　保
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第３９５号
秋田県男鹿市脇本脇本字中野34番地３
債務者　三浦　浩次
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４１９号
秋田県南秋田郡五城目町川崎字宮花５番地２
債務者　佐藤　　泉
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４２号
山形県鶴岡市中沢字村上山95番地２
債務者　五十嵐広美
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第１４７号
山形県鶴岡市大宝寺町20番17号
債務者　佐藤しめ子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第７０号
福島市松山町55番地の１　ファミール松山102
債務者　久保田マサ子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第３２５号
福島市小倉寺字敷ケ森18番地の４
債務者　三瓶　正宏
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第１９４号
福島県河沼郡会津坂下町字古町川尻426番地町営古町川尻住宅４号棟135号、前住所福島県河沼郡会津坂下町字市中一番甲3569番地１スプリングハウス102
債務者　田中善衛門
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第１９５号
福島県会津若松市北滝沢２丁目７番40号ジョイフルハウス１―108、前住所福島県喜多方市松山町村松字常盤町2709番地４
債務者　大竹　麗香
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第１９６号
福島県喜多方市塩川町字東栄町１丁目５番地３　メゾンリバーサイドＣ―202、前住所福島県河沼郡湯川村大字三川字二城乙34番地
債務者　荒井　ゆみ
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第６１８号
茨城県笠間市安居3145番地
債務者　成田　喜男
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第１６６号
茨城県日立市大みか町４丁目７番12―207号
債務者　野呂　　司
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
水戸地方裁判所日立支部